

会 議 録

会議の名称	令和元年度第5回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	令和元年8月23日(金)
開催時間	午後1時30分 から 午後3時15分 まで
開催場所	白岡市市役所庁舎 4階 会議室404
会長の氏名	内山欣春
出席者(出席委員)の氏名・出席者数	内山欣春、稲垣 操、渡部 勲、中島勝夫、伸行、江原 孝、登坂君江、鈴木きよ子、田中文明、西村恵子・10人
欠席者(欠席委員)の氏名・欠席者数	
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長 長倉健太郎 地域振興課 主査 市民協働担当 中野立士 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長 長倉健太郎 地域振興課 主査 市民協働担当 中野立士 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 0人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 (1) 検証結果の取りまとめについて (2) 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討結果について (3) その他 4 閉会

配布資料	会議次第 資料 白岡市参画と協働のまちづくり審議会 令和元年度 検証結果 報告書
------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局（長倉課長）	1 開会 長倉課長の進行により会議が開会した。
内山会長	2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。
事務局（中野主査）	3 会議事項 (1) 検証結果の取りまとめについて 事務局から資料について、12ページの説明がなされた。
内山会長	(質疑) 前回の会議で修正のあった3箇所についての説明がございました。こちらについては記載のとおりでよろしいですか。
A委員	下から3つ目の○については、特段残していただくなくても削除してしまって問題ないとお話したと思うのですが。
内山会長	そうでしたね。
A委員	私は構いませんが、文章を残しておくのと差し障りがあるのではないのでしょうか。
内山会長	お気遣いは必要ないですよ。この審議会の位置付けはそういうものでございますので御心配ありません。
渡部副会長	この表現は全然違和感ないですよ。皆さん同じように感じていらっしゃると思いますよ。
内山会長	では、次に進みたいと思います。

事務局（中野主査）	事務局から資料について、6ページの説明がなされた。
内山会長	<p>(質疑)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>これは再確認ですよね。一度皆さんの御承認をいただいたものですので、これでよろしいでしょうか。</p>
B委員	<p>下から5行目の「参画や協働と意識せずに行われている活動が多数あることも」の後に、「同時に」という言葉を足した方がよいのではないのでしょうか。</p>
内山会長	<p>なるほど。意味は同じですね。</p>
B委員	<p>意味は同じですけど、上のことと下のことが同時に分かったと言った方が伝わりやすいのかなと思います。</p>
内山会長	<p>そういった御意見ですが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>条例の認知度が低いことと、意識せずに行われている活動が多数あるということが同時に分かったということですね。</p>
B委員	<p>そういうことが言いたいわけです。</p>
内山会長	<p>では、これは保留にします。この後の文面で他に訂正箇所が出てくれば、それと一緒に検討するということにして、もし訂正が無ければこちらも訂正しないということにしたいと思います。</p> <p>では、次に進みたいと思います。</p>
事務局（中野主査）	事務局から資料について、10ページの説明がなされた。
内山会長	<p>(質疑)</p> <p>これも前回までに一度皆さんの御承認をいただいたもの</p>

<p>渡部副会長</p>	<p>ですので、再確認となります。いかがでしょうか。</p> <p>行政全般としては前回検証時に比べて参画や協働の件数が大幅に増加したのですが、これは認識が変わった結果であって、実質的な中身が増えたわけではないです。</p> <p>元々協働だったけどそう認識されていなかったということが結構あって、それは市民だけでなく、行政も同様の状況でした。認識を改めることによって、今まで市民も行政も知らない内にやっていたということが分かってきたわけです。</p> <p>そういった意味では自治基本条例の検証の結果、非常に良かったと思っています。</p> <p>ただ、そういった認識によるところを文面にする際に、どう表現したらよいかという問題はあります。このままでもよいとは思いますが。</p>
<p>内山会長</p>	<p>先ほどの「市民」のところでの御意見もありましたけども、認識はしていないけどやっていたという部分がここにもあったということですね。</p> <p>より広く解釈をしていただいて、そういう認識を持って日常の市民活動をやらしてもらおうというようなことが必要なのかなと思います。</p>
<p>渡部副会長</p>	<p>この審議会は、検証も大事なことなのですが、協働をいかに進めていくかということのを深堀していかななくてはいけないと思います。そこのところは十分に進んでいないので、認識を変えて新たな協働を増やしていくということについて、この審議会がどういった役割を果たしていけるかということが大事だと思います。</p>
<p>内山会長</p>	<p>特に変更という御意見ではないですね。</p>
<p>渡部副会長</p>	<p>そうですね。</p>

<p>内山会長</p>	<p>他の皆さんはいかがでしょうか。</p> <p>では、9ページを御覧いただけますか。</p> <p>下から3番目の○「市民協働に対する職員の認識を高めるための研修は、今後も続けるべきである。研修により窓口対応が良くなっているとの評価が出ている。」という意見、また、その上の○で「地域の集会所は身近なコミュニティの場であるが、活動の場として気軽に使うことはできない。コミュニティセンターに市民活動の拠点としての機能を担ってもらうべきである。」という意見もありました。それぞれの認識によって協働のまちづくりがどんどん活性化していったら良いのかなという気がしますよね。</p>
<p>渡部副会長</p>	<p>コミュニティセンターの問題は、この後の場の検討に関わってきますけどね。</p>
<p>内山会長</p>	<p>そうですね。</p>
<p>B委員</p>	<p>今、内山会長の御意見がありました9ページの下から3番目の○と似ていますが、8ページが一番下の○に「行政内部の職員研修を実施したことは、参画と協働を進める上で効果があったと言える。」とありますよね。具体的には、どういった研修内容を行って、どのような効果があったのでしょうか。</p> <p>研修を行えば効果が出るのは必須のことなのではないかと思ってしまうのですが、改めて書くべきことなのでしょうか。</p> <p>それと、この審議会の委員さんは、どのようにしてこの研修内容や効果を知ったのでしょうか。</p>
<p>内山会長</p>	<p>それは、今までの会議の中で、行政の取組みの結果の話がありましたよね。その資料の中に書かれているのではないかと思います。</p> <p>事務局から何か答える部分はありますか。</p>

事務局（長倉課長）	<p>おっしゃるとおり、検証結果の資料の中で、職員研修を実施したことや、研修の中身をお知らせしているところでございます。</p> <p>この8～9ページに係る文言については、委員の皆様から出された意見を書いておりますので、その中身について深堀するということではないです。</p>
B委員	<p>その他の部分で認識しているのではないかなと思ったものですから。</p>
事務局（長倉課長）	<p>この資料に基づいて認識をされて、そういった意見が出てきたということですね。</p>
B委員	<p>では、こういったところが有効だったと感じての御意見だったのでしょうかね。</p>
内山会長	<p>おっしゃることはそのとおりなのですが、一旦議論した経過の部分もありましたよね。その議論の中では、一応こういった御意見が出たということで御理解をいただきたいと思えます。</p>
渡部副会長	<p>行政側から出てきたリストで、従来、協働と認識していなかったものが協働として出てきましたよね。これは職員研修によって職員側の認識が変わった結果と考えれば、客観的に裏付けのあるデータと理解できると思えます。どなたの御発言かは記憶していませんが、決して根拠のないデータではないですよ。</p>
内山会長	<p>そうですね。</p>
B委員	<p>根拠が有る無しの話ではなくて、研修のこういったことが有効だったのかということが聞きたいわけです。</p>

事務局（中野主査）	<p>「行政」に係る自治のあり方の会議を開催させていただきました際に、この資料に進行度合いが分かる「自治のあり方状況確認シート」というものを付けさせていただいております。この中に、職員研修を実施しているという検証結果がございました。</p> <p>それを受けて、実際に目で確認できるものとしたしましては、その時の資料2として付けさせていただきました「平成30年度市民参画計画の実施結果」という表で、実際に行われた参画手続を課ごとに羅列させていただいております。</p> <p>それは明らかに前回の検証時に比べて増えておりますので、研修によって職員に意識が浸透して、その結果、目で見えるものとして参画の状況が推進したという御意見をいただいたと認識しております。</p>
内山会長	<p>ということでございます。よろしいですか。</p>
B委員	<p>はい。</p>
内山会長	<p>では、10ページはよろしいですね。 次に進みたいと思います。</p>
事務局（中野主査）	<p>事務局から資料について、13ページの説明がなされた。</p>
内山会長	<p>（質疑） 議会の検証結果はこのようなかたちになっております。いかがでしょうか。</p>
B委員	<p>12ページの一番下ですが、これは長野県の飯綱町というところの話です。よく調べてみますと、この町は議員が少ないので代替的な仕組みのようです。</p> <p>ですから、どちらかと言うと隣の宮代町のように総合計画からみんなで話し合う方式の方が参考にできるのかなと思いました。</p>

内山会長	<p>まず、飯綱町は議会に代わって行ういわゆる市民会議という事ですよね。</p>
B 委員	<p>市民会議というか政策サポーターという方を指名して、自由に議会と行政を結び付けるような働きをしてもらう仕組みのようです。そういったやり方は良いなと思って発言したのですが、議員の代替とすると、初めから市民参加している宮代町のやりの方が良いのかなと思ったわけです。</p>
内山会長	<p>宮代町のやり方は、もう少し具体的に分かりますか。</p>
B 委員	<p>18歳の方もいれば88歳の方もいたので丸っきり無作為ではないと思いますが、人数としては50名程選ばれていました。</p> <p>その方々が5人位ずつワールドカフェ方式で、例えば、10年後の計画はどうやっていくかとか、町の売上は何があるかとか、団体はどれくらいあるかとか、そういうものを話し合うわけです。</p> <p>そして、一人を残して1個ずつ、例えば、5年後は何が売上としてあるかとかを話し合うらしいです。</p>
内山会長	<p>それは町政の…</p>
B 委員	<p>やり方です。まちづくりの根本の事です。 要するに、総合計画という10年先の…</p>
事務局（高澤部長）	<p>総合振興計画の事です。</p>
内山会長	<p>そうですね。 それを市民が検討して…</p>
B 委員	<p>そうです。</p>

<p>内山会長</p>	<p>9月に2回目の話し合いを行うようですが、そこにコンサルが入ったらしいです。</p> <p>やたらに真似をするのはなんですが、良いことですし検討してみてもよいのではないかと思ったわけです。</p> <p>分かりました。</p> <p>白岡市の事例を事務局から御説明いただけますか。</p>
<p>事務局（高澤部長）</p>	<p>市や町の最上位計画である総合振興計画というものがあるのですが、それを通常5年スパンなり10年スパンなりで計画を立てて見直しをしていくわけです。その見直しをしていく過程、あるいは最初に作る過程で、恐らく、市民参加でいろいろな御意見をいただくという取り組みではないかと思えます。</p> <p>ただ、総合振興計画を策定するのはあくまでも執行部でございます。</p> <p>昔は地方自治法の中でそれを議会で議決してもらおうというのが規定された手続きだったのですが、法改正がありまして、今は条例で定めた場合に議会の議決を経ることになっておりますので、宮代町さんが必ずしも議会にかけているかは分かりませんが、手続きとしてはあくまでも執行部のものだと思います。</p> <p>白岡市で前に見直しを行なった際には、審議会を作ったり、市民参加型のフォーラムを行っております。平成28年12月に行いました市民参加型のフォーラムでは、概要説明をした上でワークショップを行って、市民の方の御意見を聞くという手続きをとっております。</p> <p>やり方は宮代町さんとは違いますが、そういう市民の方の御意見を伺う手続きというのは、どちらの市町でも行っていることではないかと思えます。</p> <p>少々話を戻しますが、こちらは「議会」に係る自治のあり方の検証でございますので、総合振興計画の仕組みについては馴染まないかもしれません。</p>

<p>内山会長</p>	<p>まず、町村の人口減少によって議員定数が減って、少数で議会を作るのですが、それに立候補する人間もいない。そういった現状の結果、市民会議という全体会で町の行政の仕組みや施策を検討しようというところも出てきましたよね。いろいろなやり方があると思います。</p>
<p>B委員</p>	<p>そうですね。議員になるのは少し敷居が高いので、インターンシップではないですが、議員もどきのようなことをやってみて、理解した上で議員になっている方もいるようです。</p> <p>しかし、白岡市は特に不足しているわけではないので、そういったことまではしなくてもよいのかなと思います。</p>
<p>内山会長</p>	<p>過去に、議員さんと市民との意思疎通を図る機会が少ないという話がありましたよね。そういった観点で見ると、そういう機会があってもよいのかもしれないですね。そういう機会を通じて、市民の考え方を議員さんが周知して…</p>
<p>B委員</p>	<p>しかし、議員さんは個人でやるものではないでしょうか。</p>
<p>内山会長</p>	<p>基本はそうですね。</p>
<p>B委員</p>	<p>群がってやるものではないですし、政策をもって訴えているわけですから馴れ合いでやるのは違うでしょうし、日頃から勉強されているわけで、そういったことは把握されているのではないですか。</p>
<p>内山会長</p>	<p>それを期待したいですね。</p> <p>ということで、高澤部長からもお話があったとおり、白岡市の今の仕事の進め方から見ていくと、飯綱町の進め方も一つ参考になるということですね。</p> <p>本論に戻しますが、13ページの「議会」に係る自治のあ</p>

B 委員	<p>り方についての文面はいかがでしょうか。これでよろしいですか。</p> <p>「議会と市民の対話」というのはどういう構成を想定しているのでしょうか。議員さん全員が出るような会なのでしょうか。それとも、事務的などころがやるものなのか。対話はどういう対話ですか。</p>
内山会長	<p>これは議会ではなくて、議員に修正しませんでしたか。下から2行目「議会と市民との対話」という部分が、前回の会議の際に「議員と市民との対話」でもよいのではないかという話をしたと思います。</p>
事務局（中野主査）	<p>そちらにつきましては、議員さんと言うと個人という扱いになってしまいますし、議員さん個人では何かに対する決定権もありませんので、あくまで議会という組織に対して対話が必要だということを述べたかたちにしております。</p>
B 委員	<p>議会というのは議員さんのまとまりですよね。</p>
事務局（中野主査）	<p>ですから、その議員さん個人と話していても議会と話しているという認識です。</p>
内山会長	<p>なるほど。議会というのは、組織全体を表現しているということですね。</p>
事務局（中野主査）	<p>そうです。</p> <p>その中で、前回の会議において「ニーズの把握」ということを付け加えたらどうかという御意見もあったのですが、その辺りにつきましても文章が長くなってしまうので、特に修正せずにそのままとしております。</p>
内山会長	<p>これは特に問題はないですか。</p>

<p>事務局（高澤部長）</p>	<p>いわゆる組織としての議会が自分たちの活動報告の中で どのような方法をとるかというだけの問題ですから、決まった 方式というのは何もないと思います。</p> <p>例えば、議会と言っても議員さん18人全員で行うという やり方もあるでしょうし、地区ごとに周って6人ずつやると いう方法もあるでしょうし、その中で具体的にどうやって議 員さんが参加するかというのは自主的な話ですから、構わな いのではないかと思います。法的に決まったものは何もあり ません。</p> <p>議会が自分たちの改革というか努力の中で、市民のニーズ を聞こう、市民の話を聞こうという方式として、議会全体が 取り組むという意思表示がもしあれば、後はどう実施するか という問題だと思いますので。</p>
<p>内山会長</p>	<p>ということで、ここで言う議会というのは、人を含めた組 織全体という解釈になるというわけですね。いかがでしょう かね。</p>
<p>事務局（高澤部長）</p>	<p>あくまでも、決まったやり方はありませんので、その議会 がどういったやり方を選ぶかだと思います。18人全員でや るのか、参加できる人だけでやるのか、地区ごとに一番近い ところで参加するようにするのか、方式は全く決まっていま せんので、やるとなれば任意のことだと思います。</p>
<p>B委員</p>	<p>それはどこがイニシアチブをとるわけですか。</p>
<p>事務局（高澤部長）</p>	<p>これはあくまで、自治基本条例の第20条に基づく検証結 果ということで、この審議会において出された意見を元に「議 会」にこうあってほしいという要望としてまとめたものです。</p> <p>ですから、議会がやると今言っているわけではありません ので、この場としては議会が市民のニーズをもっと把握する ために何らかのかたちで対話はした方がよいだろうという提</p>

B 委員	<p>案でございますので、具体的な方法までを議論したわけでは ありませんし、そこは決まっていないというものです。</p> <p>少々漠然としているのかなと思いましたので発言させて いただきました。</p>
渡部副会長	<p>これについてはわざと漠然とさせたところがあると思 いますよ。</p> <p>議会というのは18人の議員個人も含めた組織ですから、 ある意味では漠然とすることによって、その中にいろいろな 可能性を見出せるようになるわけです。</p> <p>ですから、明確さを突き詰めた表現にしてしまうとできる こともできなくなってしまいますので、むしろ市民ニーズを 吸い上げるために議会もそういった…</p>
B 委員	<p>しかし、そういったことは議員さんが自ら行っているわけ で、言わずもがなかと思います。</p>
渡部副会長	<p>言わずもがなのことがなかなか行われていないから…</p>
B 委員	<p>まあ、やっていない人もいるのでしょけれど、そういった 人は選ばなければよいわけで…</p>
渡部副会長	<p>そこまで言ってしまうと…</p>
B 委員	<p>選ばれてしまえばそういう認識があるという見方しかで きないですね。</p>
渡部副会長	<p>そこまで言ってしまうと議会を否定してしまうことにな りますし、それは仕方ないですよ。議会は現実にあるので すから。</p>
B 委員	<p>しかし、あまりにも漠然としすぎていますし、「議会」だ</p>

<p>内山会長</p>	<p>とどうなのかなと思いました。どういふかたちにするのかを具体的ではなく載せてしまっても要望としては問題ないのでしょうか。</p> <p>そう思います。この審議会がこういうことを考えてお願いしていますが、議会はどう動くかとお手並みを拝見するような部分もあるかもしれないですね。次回の検証時に何もやっていないではないかという結果になるかもしれないですけどね。ぜひ期待したいですね。</p> <p>また、ここでは「議会」に対する検証ですよ。 「議員」に対する検証ではないので、そういう意味合いも含めて「議会と市民との対話」として、議会は議員さんを含めた組織全体という解釈で広く捉えておくということではいかげんか。</p> <p>他にいかげんかですか。</p> <p>無ければ次に進みます。</p>
<p>事務局（中野主査）</p>	<p>事務局から資料について、14ページの説明がなされた。</p> <p>（質疑）</p>
<p>内山会長</p>	<p>検証結果の総括ですね。いかげんかでしょうか。</p>
<p>渡部副会長</p>	<p>自治基本条例では、市民・議会・行政の三者が等しく権利・責任・義務を負って、協働で市の運営をしていくという建前になっておりますけど、実際には市民個人という立場では少し弱いですよ。</p> <p>それを踏まえて、こういった自治基本条例の考え方を浸透させていくには、組織である行政・議会がイニシアチブをとってくださいというまとめの表現になっていると思います。なおかつ、双方向でいろいろな意見の交換をしながらそこで良いものを作っていくということを基本としていますけど、特に届きにくい市民の声をいかに吸い上げて実際の施策に生かしていくか。私はそんな最大公約数的なものをまとめたもの</p>

<p>内山会長</p>	<p>だろーと思ひます。</p> <p>今の渡部副会長さんの御意見は、「協働のまちづくりの基盤となる市民活動の推進を行政が市民に働きかけることで、参画と協働のまちづくりをさらに推進できるものと期待します。」という最後の3行ですね。働きかけを期待されていますが、事務局いかがですか。</p>
<p>事務局（高澤部長）</p>	<p>渡部副会長さんがおっしゃるように本来の位置付けは三者対等というかたちなのですが、なかなかそうは言っても組織的な体制なども違ひますので、現実にまずは行政から情報発信や市民活動の推進という部分を働きかけていかななくてはならないというのは現実だと思ひます。現状ではこういった流れなのかなと思ひておひります。</p>
<p>内山会長</p>	<p>分かりました。</p> <p>総括の文脈としては、これでよろしいですか。</p> <p>では、ここはこれでまいりましよう。</p> <p>では、次の議題に移ります。</p> <p>(2) 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討結果について</p>
<p>事務局（中野主査）</p>	<p>事務局から資料について、18ページの説明がなされた。</p> <p>（質疑）</p>
<p>内山会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さん御意見はいかがでしようか。</p>
<p>B委員</p>	<p>戻ってしまうのですが、先ほどの9ページの上から3つ目の○で「地域の集会所は身近なコミュニティの場であるが、活動の場として気軽に使うことはできない。」とありますよね。これは、手続的なことを指しているのでしょうか。それ</p>

内山会長	<p>とも、アクセスのことを指しているのでしょうか。拠点となれないネックとなっているものは何なののでしょうか。</p> <p>これは皆さんの御意見を書いたものです。その御意見を出していただいた方はどんな気持ちでこれを出されたのか分かりませんが、例えば、手続きが難しいとか、お金がかかるとか、そういったことも背景にはあると思うのですがいかがでしょうか。この御意見を出した方は、どなたでしょうか。</p>
事務局（中野主査）	B委員さんの御意見です。
B委員	私が発言していましたか。
事務局（中野主査）	はい。その際のお話ですが、地域に集会所があると思うのですが…
B委員	そんなこと言いましたか。第一、現に使ったこともないですし、もし言うとするともアクセスが悪いかなと思ったかもしれないですけど…
事務局（中野主査）	地域にある集会所が使えたらよいのではないかというお話がB委員さんからありましたが、集会所というものの自体がコミュニティセンターとかコミュニティの場としてのものとは設置目的が違うので、そこは使えないというようなお話だったかと思います。
内山会長	そんな話がありましたね。
事務局（中野主査）	はい。 それ自体がいわゆるコミュニティセンターとかですね…
B委員	要するに、1箇所に集めて使えたらよいのではないかと…

事務局（中野主査）	<p>設置の目的が違うので、地域にある集会所については使えないという結果に至ったかと思います。</p>
内山会長	<p>あとは、私が発言したと思うのですが、地域の集会所を一覧でまとめたものがあります。どこにどんなものがあって、使用料はいくらというような情報がありますから、そういったものをどんどん公開するべきですねというお話をさせてもらったと思います。集会所が…</p>
B 委員	<p>これはあれですか。コミュニティセンターを言っているのではなくて…</p>
内山会長	<p>集会所の話ですね。</p>
B 委員	<p>そうであれば、全然ニュアンスが違います。</p> <p>要するに、私が言いたかったのは、集会所はたくさんあるので、そこでどういった活動がなされているかを一覧にしてほしいというような意見だったと思います。それと、そういった活動をされているグループのリーダーに集まってもらって話し合いをしてくださいよと言いました。</p> <p>そうすれば、Aというところではこんなことをやっているとか、Bはこんなことをやっているとか、そういったことを分かるようにした方がよいのではないですかということをしたわけでは…</p>
内山会長	<p>そういう意味合いも含まれていますよ。</p>
B 委員	<p>いやいや、これが一番言いたかったわけで、別に手続きが大変だとかそういうことを言ったわけではないです。</p>
事務局（高澤部長）	<p>ここの文章には手続きの話は書いていないです。こういう話だったかもしれないというのはお話していますが、書いてはいないです。</p>

B 委員	<p>気軽に使うことができないというのはアクセスのことなどを指しているのではないですか。</p>
事務局（長倉課長）	<p>一覧表がないとか、情報が無いということを含めて気軽に使うことができないということですよ。</p>
B 委員	<p>自分の住んでいる地域外の集会所を使うことができないというようなことは発言したかもしれませんが、それが気軽に使うことができないという意味合いなのかもしれませんが、市民がどこの集会所でも使えるような方式の方がよいのではないかという意味合いです。</p>
事務局（中野主査）	<p>そういったお話だったかとは思いますが、この審議会の中でいろいろな議論がされたと思います。それをこの数行にまとめさせていただいていますので、始めにおっしゃっていた発言だけを汲み取って、ここにまとめているものではなく、皆さんの御意見としてまとめさせていただいていますので。</p>
B 委員	<p>私の言いたかったことと意図が違います。</p> <p>一覧表があって、どこでも応募ができたり、利用ができたりするようになればよいなと思っての発言でした。あとは、集会所の管理人同士で交流があればよいのかなというのがメインの主張でした。</p>
内山会長	<p>確かに、集会所はたくさんありますが、その地域独自に使っているという状況が多いと思います。</p> <p>よって、他の地域からあそこの集会所を使いたいということに対しては、誰が管理していて誰に連絡すればよいのか、お金はいくらかかるのかという話になってくると、少々手間がかかりますよね。</p> <p>ですから、そういった情報が実は作ってあるのです。</p>

B委員	あるのですか。
内山会長	あるのです。あるのですが、今のところ一般的に公開されていない状況です。これは別のセクションでまとめた資料ですから、そことのやり取りが必要になってくると思います。
B委員	そういうものを作って、垣根を取って、話し合いがワンステップでいけばよいのではないかと思います。そこで止まってしまうと、集会所の有効利用がなされないと思いますし、集会所によって独特の慣習・経緯があるかと思いますが、そこを越えて融合的にやってもらえるのがよいのかなと思います。
内山会長	<p>基本的にはそこを使うための壁は何もありません。どなたでも使えます。</p> <p>しかし、そういうPRはされていないです。そこに集会所があって、利用料がいくらということが公開されていないので、使うためにはいろいろ手間がかかるというのが現実だと思いますね。</p> <p>そのデータを作ったのは高齢介護課で、私はそちらの会議にも出ていますので、会議の中でまた話をしておきます。せっかく作ったデータですから、皆さんが見られるようにしたらどうですかという意見を出しておきます。</p>
渡部副会長	<p>結構壁は厚いですよね。それぞれ使い方について地域性とか個別の集会所によっていろいろありまして、使った後の責任問題もありますよね。それをどこまで自覚して使ってもらえるかと言ったらなかなか難しい。</p> <p>しかし、その辺りの話は検証とは少々次元が違う話だと思います。これは参画と協働のまちづくり審議会条例の市民活動の場の検討の話ですからね。</p>
事務局（長倉課長）	そうですね。

内山会長	<p>B委員さんがおっしゃっている上から3つ目の○は、そういうことで集会所については現在、気軽に使うことができないのですが、コミュニティセンターに市民活動の拠点としての機能を担ってもらいたいというところの御意見はそれでよいのだと思います。ということは、文面としてはこのままでよろしいですか。これは御意見のところですからね。</p>
B委員	<p>いや、これは言ったことと全然趣旨が違います。要するに、有効利用を図っていただきたいのです。</p>
内山会長	<p>「地域の集会所は身近なコミュニティの場であるが、活動の場として気軽に使えるようにしてほしい。」ということですか。</p>
B委員	<p>「気軽に」というより「誰でも」ですね。</p>
内山会長	<p>「誰でも使えるようにしてほしい。」</p>
B委員	<p>そうですね。</p>
内山会長	<p>併せて、「コミュニティセンターに市民活動の拠点としての機能を担ってもらいたいという文面でよろしいですか。」</p>
B委員	<p>そうですね。</p>
内山会長	<p>では、3つ目の○の2行目のところ…</p>
B委員	<p>「活動の場として提供してほしい。」いや、「有効活用を図る場としてほしい。」か…</p>
事務局（中野主査）	<p>行政区で持っている集会所ですと、基本的には行政の持ち</p>

B 委員	<p>物ではありません。地域の皆さんが役所から交付される運営費交付金などと併せて運営費用を支払ったりしているわけですので、運営主体はあくまでも行政ではないのです。</p> <p>行政としては「こうしてください」というお願いをする立場ではございませんので、そこに対して検証の御意見としてこうしてほしいという意見を出すのは難しいかと思えます。</p> <p>それならば、「機会を設けてほしい。」はどうですか。話し合いもしていないのだから分からないわけですよ。やると言ってもらえるかもしれないし、拒否されるかもしれないし、それは分からないですけど、可能なところだけでもリストアップしていければよいのではないかと思います。</p>
事務局（中野主査）	<p>そういった御意見があつて、今、B委員さんもおっしゃっているのは事実なのですが、この場で御意見として挙げるかどうかというところで御審議をいただければと思います。</p>
事務局（長倉課長）	<p>御意見であれば挙げていただいても問題ないと思いますが、中野が言うように集会所は行政区のものがほとんどで、建てる時も地域の皆さんがお金を出し合って建てているケースがほとんどです。</p> <p>あとは、新白岡のようにディベロッパーである総合地所さんが建てて、それを後ほど市に寄贈していただいて、建物自体は市のものになりましたけど、管理・運営は行政区でやってもらっているところもあります。</p> <p>内山会長さんがおっしゃるように、個々の行政区でお金をもらったりとか、時間帯を決めたりとか、そういったルールを作って貸出等を行っているところもありますので、それは先ほど高齢介護課の話もありましたけども、一覧があるということであれば情報提供を考えることもできるのかなと思っております。</p> <p>ですが、全ての行政区に同じように地域外の皆さんに貸出てくださいとこちらからお願いするのは非常に難しい話で</p>

	<p>す。こういった御意見があったということは伝えることはできますけども…</p>
B 委員	<p>最大利用を図れる方向で検討していただければ…</p>
事務局（長倉課長）	<p>そうですね。情報を出す際にはこういった御意見があったので出したいと考えているのですがいかがでしょうかと行政区にも御意見を伺いながら進めていくのが一番よろしいのかなと思います。</p>
B 委員	<p>それで例えば、地元でお金を出したことが問題になるのであれば、外様の方は少し高く払ってもらおうとか、いくらでもやり様があるわけですから、なるべく有効利用できるような方向でやってもらいたいと思います。</p>
事務局（長倉課長）	<p>基本的には講座とかサロンの的に行っているのは、地域の高齢者の方をターゲットにしたりしているために身近な集会所で行われているケースが多いです。多くの方に参加していただきたいということがあれば、それはそれでアナウンスをしていると思いますので、現状でも同じやり方になっているのかなと思います。情報提供については、これから考えたいと思いますので御理解いただきたいと思います。</p>
B 委員	<p>なるべく利用できるような方向でお願いしたいと思います。趣旨はそういうことです。</p>
内山会長	<p>文面の結論はいかがいたしましょうか。</p>
事務局（長倉課長）	<p>要約すれば、気軽に使えるようにしてもらいたいということですよね。</p>
B 委員	<p>そうです。気軽に使うことができないと言い切ってしまうとシャットアウトしてしまう感じがします。</p>

事務局（長倉課長）	多くの市民の方が気軽に使える施設にしたいということですね。
B委員	そうです。例えば5ページの下から5つ目の○でも「参画や協働に関する情報は、知りたい人に伝わっていればよい。」とありますが、これも言いすぎだと思っています。
事務局（長倉課長）	これはこういった御意見があるということなので…
B委員	意見は意見でも、これは少々…
事務局（高澤部長）	B委員さん。御自分の発言だから先ほどの文章は直そうかという話になりましたが、他の方が発言したことをいちいち後になってから直しているときりがないと思いますので、その中に問題があるなら別ですけども、意見というのはいろいろあると思います。
B委員	もちろんそうです。
事務局（高澤部長）	それをいちいち他の方の御意見について、後になって直そうというのは少々いかなものかと思います。
B委員	いやいや、だって「伝わっていればよい」というのはどうなのでしょう。
事務局（高澤部長）	そういう意見もあったということですから。
B委員	とは言えね…
事務局（高澤部長）	B委員さんの意見であれば御本人からの申し出として尊重して直しているわけですけども、他の方の意見はそういった意見があったということですから、それはB委員さんも尊

B 委員	<p>重されたらいかがですか。</p> <p>反論というかそういう意見はどうなのかという意見を聞きたかったわけです。</p>
事務局（長倉課長）	<p>今日の会議の趣旨は、既にここまで成果物として上がっておりますので、確認してもらっているところでした。</p> <p>今、内山会長さんに18ページについて確認してもらっているところでしたので、その中で絞っていただいた方が恐らく会議は進むと思うのですが。</p>
内山会長	<p>いや、しかし、その9ページの上から3つ目の○の結論を出さないと進めないですね。「地域の集会所は身近なコミュニティの場であるが、活動の場として多くの市民が使えるようにしてほしい。」ということによろしいですね。</p> <p>では、そこはそのように修正をお願いできますか。</p>
事務局（中野主査）	<p>はい。</p>
内山会長	<p>それから、18ページに戻って、市民の活動の場についてですね。これは下から4行目がまとめの趣旨になりますが、御意見いかがでしょうか。</p> <p>「コミュニティセンターの設置目的と一致している」という文言が引っかかりますね。まちづくり審議会ではなくて、自治基本条例が言う市民活動の場の理念とコミュニティセンターの設置目的とが一致したということだと思います。</p>
渡部副会長	<p>これは市民参画条例でも条文がありましたよね。</p>
内山会長	<p>ありますね。</p>
渡部副会長	<p>市民活動の場と書いてある。その場にコミュニティセンターが相応しいということで、条例の趣旨に一致しているの</p>

事務局（中野主査）	<p>ではないかと言っているのでしょうか。</p> <p>コミュニティセンターの設置目的も、条例としてうたっているのでしょうか。</p>
渡部副会長	<p>そうです。</p>
内山会長	<p>その中でこういったことも触れているわけですね。</p>
渡部副会長	<p>ということは、ここはこのままの文面でもよろしいですね。</p> <p>そうですね。</p> <p>要は、目的・場は一応コミュニティセンターでできたということで、今後は雰囲気作りをどうするかとか、市民活動の運営及び人材の発掘等をどうするかといったソフト面に移っていくわけですね。</p> <p>行政側の考えとしては、指定管理者にそういったところを担ってもらって、彼らが持っているノウハウを生かしてソフト面を整備していくというお話でしたよね。</p>
内山会長	<p>ということは、この文面でもよろしいですね。</p> <p>では、9ページの上から3つ目の○と、保留になっていました6ページの下から4行目の部分についても修正しましょうか。</p>
事務局（長倉課長）	<p>最終的なものは後でお渡しするようにいたします。</p>
内山会長	<p>そうですか。</p> <p>では、検証結果の取りまとめという部分については、今の2箇所の訂正をすることにして、次の議題に入りたいと思います。</p>
事務局（中野主査）	<p>(3) その他</p> <p>市長への報告書提出日について案内がなされた。</p>

事務局（川越主事）	費用弁償及び報酬の振込日について案内がなされた。
事務局（長倉課長）	4 閉会 以上をもちまして第5回参画と協働のまちづくり審議会を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p>	